

償却資産（固定資産税）のQ&A

Q 1 償却資産申告書が送られてきましたが、何を申告すればよいのですか？

A 1 会社や個人で工場・事務所・店舗・アパートなどを経営されている方が、事業のために使用している機械・器具・備品・構築物などの資産を「償却資産」といい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。うきは市内に償却資産を所有されている方は毎年1月1日現在の資産の所有状況等を毎年1月31日までに申告していただくことになっています。（地方税法第383条）

Q 2 償却資産の納税義務者は誰になりますか？

A 2 固定資産税は、原則として固定資産の所有者に課税されます。
なお、償却資産のリースを受けている場合は、その資産の所有権はリース会社にありますので、申告・納税義務はリース会社にあります。

Q 3 償却資産の増減がないのですが、申告は必要ですか？

A 3 申告は必要です。申告書備考欄に「増減なし。」と記入し、押印の上提出してください。

Q 4 免税点未満（150万円）のわずかな償却資産しか持っていませんが、申告の必要はありますか？

A 4 資産の大小、免税点（150万円）を超える超えないにかかわらず、申告は必要です。

Q 5 機械をリースにより導入しました。この場合、償却資産の申告・納税は、リース期間中は当社とリース会社のどちらになるのでしょうか？

A 5 償却資産の納税義務者（申告者）は、1月1日現在において、償却資産を所有している方となりますので償却資産のリースを受けている場合は、リース会社が申告しなければなりません。

なお、リース期間終了後に無償で譲渡されることを条件にリースしている場合や所有権留保付割賦販売の場合は、貴社が申告・納税をしてください。

Q 6 使っていない資産も申告は必要ですか？

A 6 現に事業の用に供することができる資産であれば、償却資産として申告の対象となります。

Q 7 事業を廃業しましたが、償却資産の申告は必要ですか？

A 7 申告書備考欄に「廃業、解散」等の旨とその原因年月日を記入の上、申告をお願いします。